二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

２・３　［略］

（電磁的記録による交付等）

第七条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　［略］

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（技術研究組合法施行規則の一部改正）

第二条　技術研究組合法施行規則（平成二十一年総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第一条**　技術研究組合法（以下「法」という。）第七条第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （技術研究組合法施行令に係る電磁的方法） **第三条**　技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第八条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ ２・３　［略］ （電磁的方法） **第四条**　法第八条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］	（電磁的記録） **第一条**　技術研究組合法（以下「法」という。）第七条第三項第二号に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 （技術研究組合法施行令に係る電磁的方法） **第三条**　技術研究組合法施行令（平成二十一年政令第百五十八号）第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法（法第八条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの イ　［略］ ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 二　［略］ ２・３　［略］ （電磁的方法） **第四条**　法第八条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　［略］